

規制の事前評価書(要旨)

【代替案あり】

政策の名称	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律
担当部局	デジタル庁国民向けサービスグループ・総務省自治行政局住民制度課 電話番号:03-4477-6775 e-mail: Jpki-gimukitei@digital.go.jp
評価実施時期	令和5年2月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 現行制度では、市町村等や大臣認定民間事業者などのサービス提供者(利用者証明検証者)の義務として、利用者証明用電子証明書の通知を受理したときは、当該利用者証明用電子証明書が効力を失っていないこと(有効性の確認)及び当該電子利用者証明が行われたことを確認しなければならないと規定されている。一方、電子利用者証明が行われない利用者証明用電子証明書を受理する場合、最高位の本人確認はできないが、一定レベルの確認は可能であり、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。)の義務規定はないものの、一部の自治体で行われている。例えば、約70自治体が、図書館サービスにおける対面の利用(貸出・返却)場面において、本確認方法を行っている。今般の法改正は、こうした電子利用者証明が行われない場合の利用者証明検証者に対する義務規定を整備し、一定レベルの確認で足りるサービス利用場面において、利用者証明検証者・利用者双方が、より安心して個人番号カードを利用できるようにすることで、個人番号カードの利用を強力に推進するものである。義務規定により明確化しなければ、一定レベルの確認で足りるサービスの利用場面において、個人番号カードの利用が進まない。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】 電子利用者証明が行われない場合における利用者の確認について、法律上規定しなければ、一定レベルの本人確認で足りるサービス利用場面において、個人番号カードの利用が進まない。</p> <p>【課題解決手段(制度改正)】 電子利用者証明が行われない場合における利用者の確認について、義務規定を整備することにより、一定レベルの本人確認で足りるサービス利用場面において、利用者証明検証者・利用者双方が、より安心して個人番号カードを利用できるようにすることで、個人番号カードの利用を推進する。なお、利用者証明検証者・利用者双方が、より安心して個人番号カードを利用できるようにすることで、個人番号カードの利用を推進するためには法律上明記する必要があるため、非規制手段は想定されない。</p> <p>【規制の内容】 市町村等や大臣認定民間事業者などのサービス提供者(利用者証明検証者)は、過去に電子署名や電子利用者証明による確認を行ったことがある利用者に係る利用者証明用電子証明書の通知を受理したとき、当該利用者証明用電子証明書の有効性を確認しなければならないこととし、また、当該確認を行うときは、通知された利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されているものであることを確認するための措置を講じる義務を課す。</p> <p>なお、本改正は、「デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリスト」における(5)に該当する。</p>
想定される代替案	<p>【代替案】 電子利用者証明が行われない場合における利用者の確認について、利用者証明用電子証明書の有効性の確認を任意とする。</p>

【別紙2】

規制の費用	当該規制の場合	代替案の場合
(遵守費用)	<p>本改正は、現在、約70自治体で行われている、電子利用者証明が行われない場合における利用者の確認について、一定の義務を規定するものである。既に取り組みを行っている自治体については、利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されていることの確認を行う必要があり、自治体によってはシステム改修等に係る費用が発生すると考えられるが、そもそも、これまで行ってきた自治体は少数であり、発生する経費はそれほど大きなものではない。</p> <p>また、将来的に、一定レベルの確認で足りるサービス利用場面において、電子利用者証明が行われない場合の利用者の確認を開始する自治体や事業者については、電子利用者証明が行われない場合における利用者証明用電子証明書の有効性の確認及び利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されていることの確認を行う必要があり、システム対応等に係る費用が発生すると考えられるが、それほど大きなものではない。</p> <p>なお、発生する経費については、自治体や事業者のシステム規模等、個々の事情によって様々であるため、一概に算出することは困難である。</p>	<p>利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されていることの確認は必要であり、代替案の場合であっても、市町村等や大臣認定民間事業者などのサービス提供者(利用者証明検証者)によってはシステム改修等に係る費用が発生すると考えられる。</p> <p>なお、発生する経費については、自治体や事業者のシステム規模等、個々の事情によって様々であるため、一概に算出することは困難である。</p>
(行政費用)	特段発生しない。	特段発生しない。
規制の効果(便益)	当該規制の場合	代替案の場合
(直接的効果(便益))	<p>電子利用者証明が行われない場合の利用者証明検証者に対する義務規定を整備し、明確化することにより、一定レベルの確認で足りるサービス利用場面において、市町村等や大臣認定民間事業者などのサービス提供者(利用者証明検証者)・利用者双方が、より安心して個人番号カードを利用できるようになる。これにより、個人番号カードを利用してサービス提供を行う市町村等や民間事業者の増加が期待できる。</p>	<p>利用者証明用電子証明書の有効性の確認が行われないことにより、本案と比較すると確認の水準が低下し、利用者証明検証者・利用者双方が、安心して個人番号カードを利用できない。</p>
(副次的・波及的な影響)	<p>本改正によって、一定レベルの確認で足りる多様なサービス利用場面において、個人番号カードを採用することが可能となり、国民が受けるサービスの質・安全性の向上が期待でき、個人番号カードを利用するサービスの拡大が期待できる。</p>	<p>利用者証明用電子証明書の有効性の確認が行われないことにより、確認の水準が低下するため、個人番号カードを採用することができず、本案と比較すると国民が受けるサービスの質・安全性の向上に繋がらない。</p>
費用と効果(便益)の関係	<p>本改正により追加的に発生する費用は、それほど大きなものではない。他方、本改正により利用者証明検証者・利用者双方が安心して個人番号カードを利用できるようになり、一定レベルの本人確認で足りるサービス利用場面において、個人番号カードの利用が推進されるため、効果(便益)が生ずる。よって、本改正に伴う効果(便益)は、その費用を上回るものであり、本改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。</p>	
代替案との比較	<p>本案と代替案を比較すると、発生する費用は大きく変わらないと想定されるところ、その効果は低いものになると考えられるため、本案は妥当であると考えられる。</p>	

【別紙2】

<p>その他関連事項</p>	<p>【事前評価の活用状況】 (審議会等において事前評価を利用していないため、該当せず。)</p>
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>【事後評価の実施時期】 改正法の施行後5年以内に事後評価を実施し、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 今回の改正により措置される制度の活用状況等について、市町村等や事業者への聞き取りによって、以下の指標を基に総合的に判断し、費用、効果(便益)及び間接的な影響を確認することとする。</p> <p>【費用に関する指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本規制に対応するためのシステム対応等を行った件数及びその金額 <p>【効果(便益)に関する指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を利用したサービス提供を行う市町村等や民間事業者の数 <p>【間接的な影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を利用したサービス種類(利活用場面)の数
<p>備考</p>	